

「小柳小学校 いじめ防止基本方針」

【小柳小学校いじめ防止基本方針】を策定するとともに、その実効的な実施に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。】

【いじめの未然防止・早期発見】

＜実態に基づいた いじめへの組織的対応の徹底＞

- ・いじめのヒヤリ・ハットを見逃さず、迅速に対応する組織づくり
- ・いじめ実態調査、いじめ対応についての学校評価の実施
- ・いじめに適切に対応できる教職員の育成(研修・資質向上)
- ・道徳教育・人権教育・体験学習等の充実
- ・インターネットを通じて行われるいじめ防止への指導の推進
- ・児童主体のいじめ防止活動の推進

＜いじめの未然防止＞

- ・いじめに関する指導の徹底(児童・生徒)啓発(保護者)
[いじめを行うこと、いじめを傍観することは悪いことを認識させる。]

＜いじめの早期発見＞

- ・学校独自、教育委員会等による いじめ実態調査の実施
[国、都教委、府中市教委による定期的な調査 等]
- ・児童、保護者等が利用しやすい誰にでも相談できる体制の整備
- ・管理職への報告・連絡・相談の確実な実施、いじめの認定

＜その他＞

- ・関係諸機関との密な連携(教育センター、子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター、警察 等)

【いじめの早期対応・解決】

＜適切な状況把握＞

- ・管理職の指示のもと、いじめ(疑いも含む)の現状、経緯、背景、児童の人間関係等の状況把握と継続的調査の実施
- ・本委員会での調査結果の共有・分析

＜計画に基づいた いじめ解消の取組の実施＞

- ・いじめ解消の実施計画の作成
[①教職員の役割分担の明確化 ②2週間以内の解消を想定した短期的計画の作成 ③人間関係の再構築等再発防止に向けた中長期的計画の作成 等]

- ・計画の実施、実施状況の評価、計画の修正

＜児童への指導、保護者への啓発＞

- ・いじめを受けた児童を保護・支援
- ・いじめを受けた児童の保護者への連絡、相談体制
- ・いじめを行った児童への指導、対応
- ・いじめを行った児童の保護者への事実報告、改善に向けた協力要請

＜その他＞

- ・教育委員会への迅速な報告

いじめ対策委員会

＜校長(委員長)、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学年主任、当該学級担任＞

「小柳小学校 いじめ緊急対策委員会」(重大事態への対応)

※学校が必要と認めた場合に設置

【いじめにより ①児童に心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、または、②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある、と認めた場合。校長が迅速に設置できるよう、予め本委員会を準備する。】

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) いじめを受けた児童・生徒の保護・支援 | (5) いじめを行った児童・生徒への指導、対応 |
| (2) いじめを受けた児童・生徒の保護者への連絡 | (6) いじめを行った児童・生徒の保護者への事実報告・解決への協力要請 |
| (3) 速やかな事実調査、教育委員会等への迅速な報告 | (7) 教育委員会・児童相談所・警察等 関係諸機関との連携 |
| (4) いじめ解消計画の作成、実施、評価に基づいた修正 | (8) 教育委員会等の求めに応じた対応
(報告書・記録の作成、ヒアリングの実施、新たな調査の実施 等) |

構成員

いじめ対策委員会のメンバーに加え、教育委員会職員(心理職、指導主事等) 及び、校長が必要と認める者(学校関係者等)